

Q&A

対象となる期間に関すること

Q1. 助成を受けられる期間はいつからいつまでですか？

A1. すべての要件を満たした日から、いずれかの要件を満たさなくなった日までです。

対象となる要件に関すること

Q2. 乳児等通園支援事業とはなんですか？

A2. 保育園や幼稚園に通っていないお子さんが定期的に保育園等へ通うことができる制度です。

Q3. 育児休業復帰支援事業とはなんですか？

A3. 区で実施している、育児休業を1年間取得した後に復職し、保育所等へ入所するまでの間の保護者を対象に、ベビーシッターを活用した際の利用料の一部を助成する事業のことです。

Q4. 保育の必要性とはなんですか？

A4. ご自身で保育ができないため、保育施設にお子さんを預ける必要があることをいいます。

以下の場合、保育の必要性が認められます。

保育を必要とする事由		保育の必要性が認められる期間
就労（月48時間以上を常態）		最長で就学前まで
妊娠・出産		出産月を中心に前後2か月
疾病・心身障害		療養を必要としなくなるまで
同居家族の常時介護・看護		介護・看護を必要としなくなるまで
災害復旧活動		必要な期間
継続的な求職活動、起業準備		3か月以内
就学または職業訓練		就学期間中
特例	日本語学校への通学等 [外国籍の方のみ] (日常生活に必要な日本語の習得のため)	6か月以内
	区が特別に認める場合	必要な期間

* 育休期間中は原則、対象外です。下のお子さんの育休期間中でも、上のお子さんの保育の必要性が認められる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

Q5. 就学とはどんな学校でも対象になりますか？

A5. 学校教育法、職業能力開発促進法に規定する学校等に在籍している必要があります。

資格試験対策の学校やいわゆる習い事（英会話教室やテニススクール等）は該当しません。

Q6. 施設等利用給付認定とはなんですか？

A6. 0～2歳児クラスで非課税世帯のお子さんと3～5歳児クラスのお子さんが対象で、保育の必要性が認められると受けることができる認定です。

認定を受けると、施設等利用費（無償化の給付）として、実際に支払った保育料のうち、0～2歳児クラスの非課税世帯の場合は最大月額4.2万円、3～5歳児クラスの場合は最大月額3.7万円を受けることができます。まだ認定を受けていない場合は、保育課入園・認定係（電話：03-5273-4527）にお問い合わせください。

また、施設等利用費を受け取るには、別途、請求が必要ですので、保育指導課給付係へご請求ください。年度内のものは本助成金と合わせてご請求いただけます。前年度以前のは、個別にご請求ください。

なお、企業主導型保育事業を利用する場合、無償化の手続きは各施設にお問い合わせください。

(詳しくは「令和8年度 新宿区施設等利用費について」をご覧ください。)

Q7. 住民税が課税されているかどうかは何を見ればいいですか？

A7. 住民税額（区市町村民税課税額）は、以下の通知書で確認できます。

通知書がお手元がない場合は、令和7年度のは令和6年1月1日現在、令和8年度のは令和7年1月1日現在の居住自治体に（非）課税証明書の発行を依頼してください。

ご世帯全員の均等割額が0円の場合は、非課税です。

***パート等で所得税を課税されない方、所得がない方等で住民税の申告を行っていない方（控除対象配偶者の方は除きます。）については、申請前までに、対象年度の住民税の申告を行ってください。**

ア 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（新宿区様式）

税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

課 税 標 準	総所得③				特別 区 民 税	税額控除前所得割額④				
	山林所得等					税額控除額⑤				
	分離短期譲渡					所得割額⑥				
	分離長期譲渡					均等割額⑦				
	株式等の譲渡					特別 区 民 税	税額控除前所得割額④			
	上場株式等の配当等					税額控除 所得割	所得割額⑥を参照			
	先物取引					均等割額⑦				

職場を通じて6月頃に配付されます。
(住民税を給与天引きのみで支払っている場合)

イ 特別区民税・都民税 税額決定・納税 通知書（新宿区様式）

▼算出税額

税額控除前所得割		
所得割額		
均等割額		

自治体から6月頃に送付されます

所得割額を参照

***住民税が未申告の場合、交付を保留する場合があります。**

Q8. 海外で勤務していたので、住民税が課税されていません。

A8. その時の給料額から、保育料を計算します。給料明細をご提出ください。

○令和7年度課税証明書に代わるもの → 令和6年1月1日から12月31日までの所得等を証明する書類

○令和8年度課税証明書に代わるもの → 令和7年1月1日から12月31日までの所得等を証明する書類

★所得等を証明する書類が外国語で作成されている場合は、日本語訳を必ず添付してください。

助 成 額 に 関 す る こ と

Q9. 月の途中から要件を満たした場合や月の途中で要件を満たさなくなった場合、助成額は日割りになりますか？

A9. 助成額が日割りになります。区で計算してお支払いします。

申 請 に 関 す る こ と

Q10. 申請書は毎月出さなければなりませんか？

A10. 年度に1回出していただければ、再度提出いただく必要はありません。

ただし、退所後に再入園又は他の認証保育所（認可外保育施設）に入所した場合は、再度申請が必要です。

Q11. 締め切りを過ぎてしまうと申請できませんか？

A11. 締め切りを過ぎてしまった場合（過ぎそうな場合）は、お電話にてご相談ください。

Q12. 入園前から申請できますか？

A12. 入園が内定している場合、ご申請いただいてもかまいません。

助成は実際に入園した日から対象になります。

提出方法に関すること

Q13. 書類の提出は FAX でも可能ですか？

A13. FAX ではお受けできません。電子申請での申請をお願いします。

郵送での申請を希望される場合は、保育指導課給付係にお問い合わせください。

Q14. 特別出張所でも提出できますか？

A14. 特別出張所ではお受けできません。

保育指導課給付係にご提出をお願いします。

対象施設に関すること

Q15. 認証保育所がどこか知りたいです。

A15. 東京都のホームページをご確認ください。

検索エンジンで『東京都 認証保育所一覧』と検索してください。

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninsyo/ichiran.html>)



Q16. 対象の認可外保育施設は、どこで確認できますか？

A16. 東京都のホームページでご確認ください。

(1) 検索エンジンで『東京都 認可外保育施設一覧』と検索します。

(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai_list.html)

(2) 東京都福祉局のページから認可外保育施設一覧表が PDF ファイルでダウンロードできます。

(3) PDF ファイルの右から 2 列目「証明書」の欄に「有」と表示されている施設が助成対象施設です（空欄の施設は助成対象外）。

*認可外保育施設一覧は毎月更新されます。

*令和 8 年 4 月 1 日時点では、八王子市、町田市、港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、荒川区、江戸川区、板橋区、豊島区、葛飾区は各市区で証明書を発行しています。東京都ではなく各市区にご確認ください。

*以前、助成対象となったことがある施設でも、指導監督基準を満たさなくなり、証明書の返還を求められた場合は、助成対象施設ではなくなります。このため、助成対象施設であるかどうかは、定期的にご確認ください。

